

様式第 3 (第 5 条関係)

日常生活用具給付意見書（紙おむつ等用）

氏 名	(生年月日 年 月 日)		
病 名			
障 害 の 状 況			
必要とする用具 ※ 1～3 のいずれかに○を付ける。	1 紙おむつ 2 脱脂綿、サラシ、ガーゼ 3 洗腸用具		
用具を必要とする理由(1～4について、いずれかに○を付ける。)	1 ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんため、ストーマ用装具を装着できない者 2 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 4 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者 (1)身体障害の原因となる疾病等 脳性麻痺・低酸素性脳障害・頭蓋内出血・髄膜炎・脳炎・頭部外傷・低血糖症・核黄疸・その他() (2)上記の疾病等の発生時期 6歳未満(就学前の幼児を含む。) (3)言語に限らない排尿もしくは排便の意思表示 ア 自力でトイレに行けない。 該当 ・ 非該当 イ 自力で便座(排便補助具の使用を含む。)に座ることができない。 該当 ・ 非該当 ウ 介助による定時排泄ができない。 該当 ・ 非該当		
4に該当する場合、(1)～(3)についても、該当箇所○を付ける。	その他の特記事項		
備 考			
上記のとおり診断する。 年 月 日 所在地 医療機関 名 称 医師名			

※ 裏面の注意をご覧いただき、ご記入ください。

記入上の注意

この意見書は、用具の種目である紙おむつ等（紙おむつ、脱脂綿・サラシ・ガーゼ及び洗腸用具）の給付の可否を決定するための資料の一つとなるものです。

この意見書で、給付できる内容の記載がされていても、障害者手帳の記載内容、補装具費の支給状況、他の日常生活用具の給付状況などで矛盾する点があると給付決定されないことがありますので、ご了承ください。

また、不明な点がありますと給付の決定できないことがありますので、正確にご記入ください。

【紙おむつ等の給付要件】

身体障害者手帳で排便又は排尿機能障害が確認でき、以下のいずれかに該当する者で、紙おむつ等を必要とする者（初めて申請する場合及び18歳になって初めての申請の場合は、医師の意見書が必要）

- 1 ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ用装具を装着できない者
- 2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者
- 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者
- 4 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、以下のすべてを満たす者
 - (1) 身体障害の原因が次の疾病等によるもの
脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症又は核黄疸
 - (2) 上記の疾病等の発生時期が6歳未満（就学前の幼児を含む）であった者
 - (3) 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの
 - ア 自力でトイレに行けない。
 - イ 自力で便座（排便補助用具の使用を含む）に座ることができない。
 - ウ 介助による定時排泄ができない。